

[事案 20-44] 障害給付金請求

- ・平成 20 年 11 月 28 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 3 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

転落事故による両踵骨骨折のため両足関節に機能障害が残存するとして、特約にもとづく障害給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 18 年の転落事故により、現在、両踵骨骨折後の変形治癒に起因する両踵骨部痛、両足関節痛が残存している。ギブスなしでは歩行が出来ず仕事も出来ないため、生活全ての面で支障を来し、うつ状態になり病院通いをしている。医師の診断書でも、今後の回復の見込みの可能性は全くなく、日々悪化している状態であり、明らかに特約に基づき障害給付金の支給対象となる「機能障害状態」に該当している。そこで、障害給付金(年額 50 万円×10 回分)の支払いを求めたが、保険会社は、約款規定の機能障害状態に該当しないとして、障害給付金を支払ってくれない。

保険契約に当り、営業担当者は「生活および仕事に支障を来たす場合の保障」との説明を受けたこと等もあり、納得出来ない。

< 保険会社の主張 >

下記の理由により、申立人の障害状態は、約款に定める「機能障害状態」に該当しないので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立特約の「生活機能障害状態」とは、約款記載の 14 の状態を言い、ケガをして一定の障害状態が残ったとしても、全ての場合に給付金が支払われるわけではない。
- (2) 申立人の場合に問題となる「機能障害状態」は、「両下肢の障害」であり、これは「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」を言う。このうち申立人の場合、両下肢とも「その用を全く永久に失った」かが問題となるが、「用を全く永久に失った」とは、完全に運動機能を失ったものを言い、下肢の完全運動麻痺、または 下肢において 3 大関節(また関節、ひざ関節、足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合と定められている。
- (3) 整形外科医院作成の「障害診断書」によると、申立人の左右の足関節の底屈(足関節を足の甲を延ばす方向に曲げることができる角度)は自動で 20 度、背屈(足関節を体の上方向に曲げることができる角度)は自動で 10 度であり、いずれも MMT 評価(徒手筋力テストの評価のこと)は「5」となっており、6 段階評価で「0」が完全強直、「5」が正常とされている。

以上からすると、申立人の底屈は 25 度の可動域制限があるものの 0 度から 20 度まで動かすことが出来、背屈は 10 度の可動域制限があるものの 0 度から 10 度まで動かすことが出来、申立人の障害状態は完全硬直でもなく、MMT 評価も「正常」(= 5)となっており、障害給付金の支払事由である 下肢の完全運動麻痺または 下肢において 3 大関節の完全強直で回復の見込みのない場合に該当しないことは明らかである。

- (4) 本件特約は、被保険者が所定の「機能障害状態」になったときに障害給付金を支払う、すなわち病気や事故で体を壊してその後十分に働けなくなるような状態のときに

備えるもので、加入時の当社担当者の説明「生活および仕事に支障を来たず機能障害状態の保障」は正しい。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人提出の障害診断書にもとづき審理した結果、下記により、申立人の両下肢の障害状態は、保険会社の主張のとおり、保険約款上の「機能障害状態」すなわち「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」には該当しない。

また、申立人は、契約時に営業担当者より「生活および仕事に支障をきたす場合の保障です」との説明があったとして障害給付金の支払いを求めるが、担当者の説明は、給付金が支払われる場合について平易に説明したもので、契約で定められた保障と異なる保障を約束する趣旨とは解されない。

以上のとおり、申立人には両足関節に機能障害が存在しているが、それだけでは申立契約に基づく障害給付金の支払対象となる機能障害状態には該当しないと言わざるを得ない。よって、申立てには理由がなく、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。